

茨木市立養精中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

部活動は、中学校の3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- ・部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定

（生徒の健全な成長の確保）

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。）
- ・大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。

（教員の多忙化解消・負担軽減）

- ・全教員が休日（土曜・日曜・祝祭日）に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。

4. 部活動の指導

- ・体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動

	部活名
運動部	野球部・水泳部・陸上部・サッカー部・卓球部・男子バレーボール部・女子バレーボール部・男女バスケットボール部
文化部	吹奏楽部・美術部・伝承太鼓部・百人一首部・将棋部・演劇部

活動期間は1年間とし、6月より3月とする。

○平日活動終了時刻・完全下校時刻

原則 午後4時45分活動終了・午後4時55分完全下校

ただし、顧問の判断で活動時間を延長することができる。

延長時の門限は、午後5時30分～午後6時で日没をみながら随時変更していく。

※平日早朝の練習は、午前7：15以降に登校し、活動は午前7：30開始とする。

○休日活動時刻

午前9：00～午後5：00（内3時間程度）

○定期考査の一週間前から部活動停止期間を設ける。ただし、特別な事情のある場合に限り、承諾書の提出を条件として、活動を可能とする。

○活動のためのルール

- （1）すべての活動は、顧問の指導の下で行うことを原則とする。顧問が不在の時は、仮顧問のもとで活動を安全な内容に変更するか、活動を中止する。
- （2）活動終了後は、使用した施設、グラウンド及びその周辺の清掃を行い、その後、所定の場所に全部員が集合し、ミーティングでの反省・指導の後、ただちに下校すること。
- （3）更衣は部室など、所定の場所で行うこと。ただし、部室は部活動の時以外には一切使用してはならず、常に整理整頓を心がけること。
- （4）貴重品は各自または各部で顧問に保管してもらい部室等に放置しない。
- （5）部室・活動場所での飲食、及び下校途中での飲食は、一切禁止する。
- （6）活動時の服装は統一した練習着を着用することを原則とする。
（部活指定ウインドブレーカー、トレーナー等は通年の着用可。防寒着については、生徒指導ルールに従い、登下校時のみ可。ただし、各部の活動実態に合わせ、顧問の判断により着用することもできる。）
- （7）対外試合・発表会などの参加費・交通費などは、原則として個人負担とする。
- （8）部費は、部の運営上、必要最低限度の額を徴収し、部の会計で管理運用する。

- (9) 放課後の活動は、部活動よりも学級活動、委員会活動等を優先とする。
- (1 0) 校舎 1 階廊下について、東西方向の通行は原則として土足を禁止する。
ただし、北棟 1 階トイレのみ土足での使用を認める。
- (1 1) 午前中のみの授業（午前 11：30 まで）の場合、原則として一旦下校する。
- (1 2) 全校機械警備のため、学級施設、活動場所の管理保全《施錠》を各部が責任を持って行う。
- (1 3) 対外試合・発表会等への参加に伴い、自転車による登校を認める場合がある。
ただし、必ず自転車保険に加入しておくこと。また、移動の際は、まとまって移動し、交通安全に十分に注意すること。
- (1 4) 校外での活動に際しては、顧問の引率のもとで移動し、必ず顧問付き添いで活動すること。
- (1 5) 宿泊を伴う合宿や合同練習会等は、認めない。

※このルールに違反したり、顧問の指導に従わない場合には、活動を停止するなどして反省を促すものとする。

- (1) 次の時は部活動を 1 日停止とする。
 - ①門限を守らない ②無許可の自転車登校 ③お菓子などの飲食
 - ④その他の類似する行為も同じとする。
- (2) 前項の行為が行われてから 1 ヶ月以内に同様行為 → 3 日間の停止
前項の行為が行われてから 1 ヶ月以内に同様行為を繰り返す。→無期限の停止
- (3) 停止中は必ずミーティングを行い、再発防止を決意する。
- (4) 停止日は公式戦・公演を除いて次の日からとする。

6. その他

この活動方針は毎年見直しを行う。